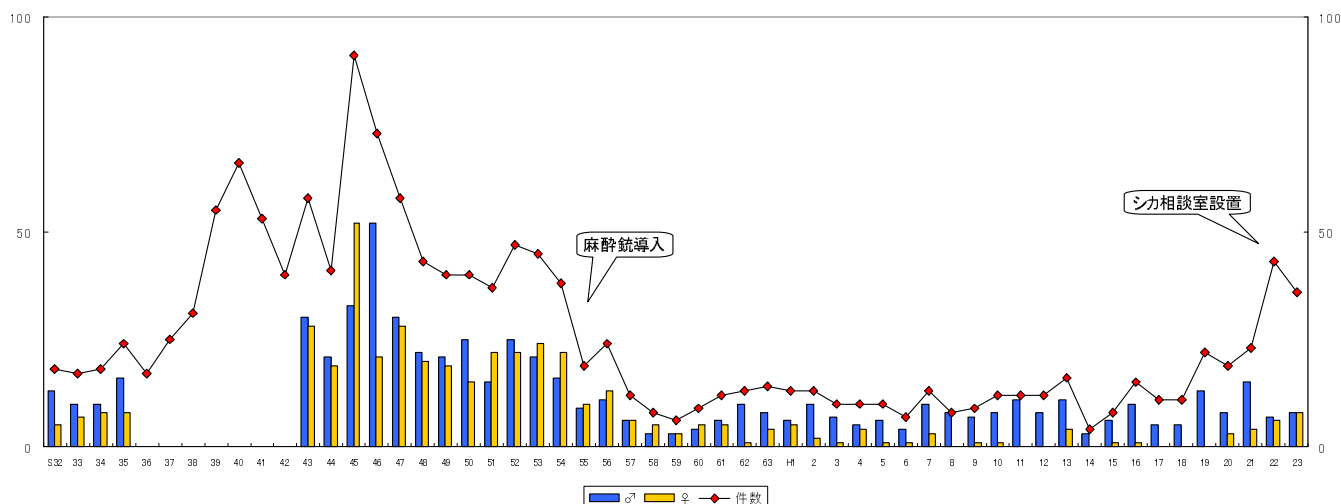


(2) 人身事故状況等

1) 人身事故件数の推移

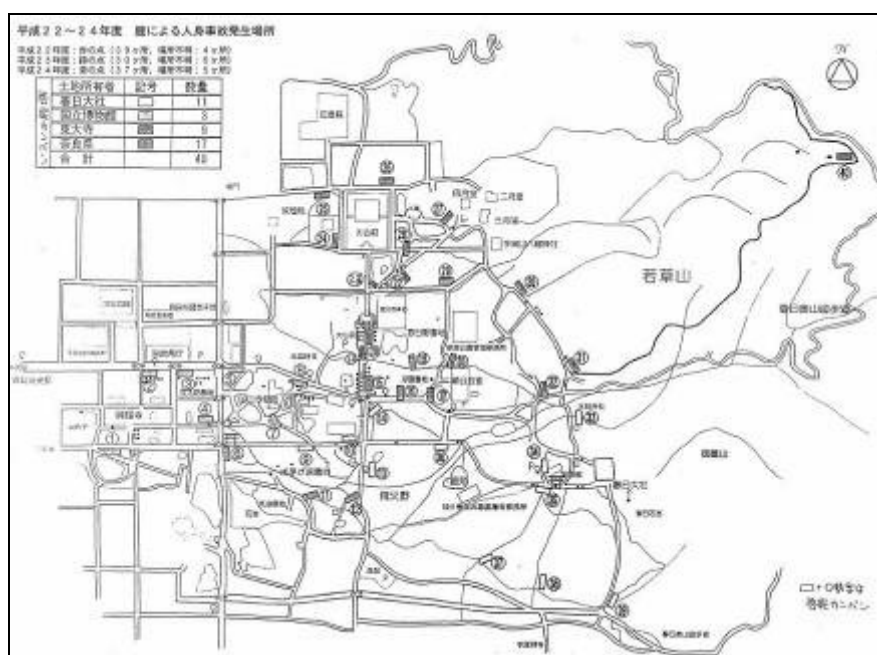
天然記念物「奈良のシカ」は野生動物であることから、春の出産後に雌鹿が子鹿を守るため、また、秋に雄鹿が発情期に入り気が荒くなり、人に危害を加え人身事故に至る場合がある。このため、人との共生を図るため江戸時代から「鹿の角伐り」という奈良ならではの伝統行事が行われてきた歴史的経緯もある。

昭和 32 年（1957）以降の人身事故件数の推移をみると、昭和 38 年（1963）以降に人身事故の件数が増加し年間 50 件を超し、昭和 46 年（1971）には 73 件にまで増加したが、麻酔銃導入を機にその人身事故件数は年間 20 件程度となっている。なお、平成 22 年（2010）に人身事故件数が増加した理由は、シカ相談室を設置し人身事故に関する対応等を充実したからである。



出典：奈良県資料

図 14 昭和 32 年（1957）以降の人身事故件数の推移



出典：奈良県資料

図 15 平成 22 年度（2010）～平成 24 年度（2012） 人身事故発生場所

2) 交通事故の発生

シカによる人身事故が発生している一方で、奈良公園の平坦部を中心とした市街地に生息している「奈良のシカ」は交通事故の被害に遭う場合が多く、年間 150 件以上も発生している。愛護会の調べでは、平成 24 年（2012）7 月 16 日から平成 25 年（2013）7 月 15 日までの 1 年間で 100 頭の鹿が交通事故により死亡していると報告している。なお、平成 25 年（2013）の交通事故の多発箇所は、「県庁東交差点～福智院交差点」（36 件発生、うち 22 頭死亡）での交通事故が最も多く、次いで「大仏殿～高畑交差点」（22 件発生、うち 13 頭死亡）、「県庁東交差点～東向交差点」（19 件発生、うち 16 頭死亡）である。



出典：一般財団法人奈良の鹿愛護会HP

図 16 平成 25 年（2013）天然記念物「奈良のシカ」交通事故多発箇所

3) 天然記念物「奈良のシカ」賠償責任保険

1) のとおり、奈良公園周辺における「奈良のシカ」による人身事故が多発している。野生動物とは言え、「奈良のシカ」の生息地のほとんどが奈良県の管理する奈良公園である以上、今後重大な人身事故が発生した場合、公園管理者の責任が最も重要視される。このため、今後賠償責任が認められる事案が発生した場合に備え、奈良県・奈良市・春日大社を被保険者とし、施設賠償責任保険に加入している。

表 9 天然記念物「奈良のシカ」賠償責任保険の詳細

■保険期間	平成 25 年 7 月 12 日午後 4 時から平成 26 年 7 月 12 日午後 4 時まで
■被保険者および対象施設	
(1) 被保険者	奈良県、奈良市、春日大社
(2) 対象施設	別紙のとおり
①	奈良公園およびその周辺に生息するシカを含む野生動物が、指定した地域内（※1）で一般市民（観光客を含む）の身体に損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負うことによって生じる損害を補償する。
※1	指定地域とは、奈良公園平坦部、若草山頂駐車場・展望台付近および東大寺、興福寺、春日大社等の寺社敷地等 202ha をいう。
②	また上記に示す指定地域の外であっても、国、県、市、社寺、民間の管理地及び公の道路にて、奈良公園周辺地に生息する鹿に起因する事故についても補償する。
■保険金額	身体賠償 1 名 1 億円、1 事故 10 億円（免責金額 100 万円）

出典：奈良県資料

(3) 生態系への影響

1) 奈良公園平坦部植栽への影響

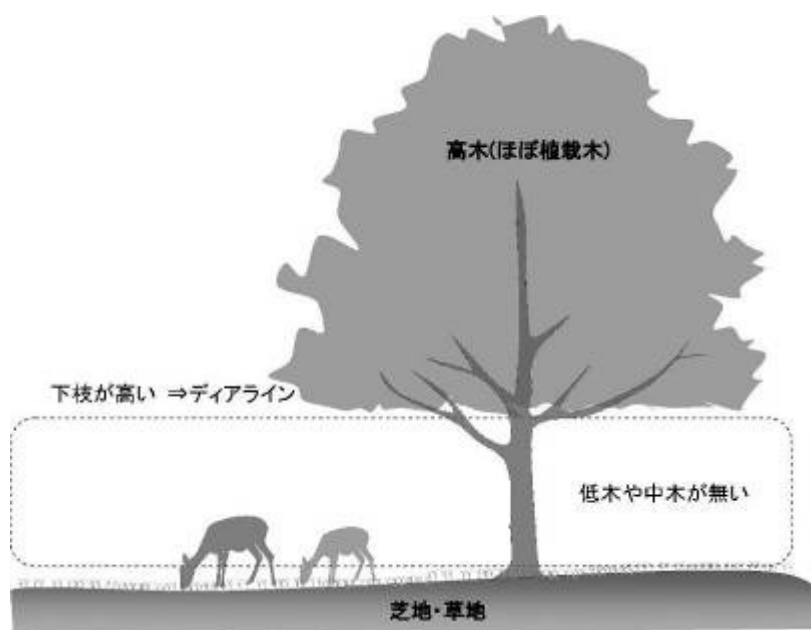
奈良公園の植栽は、類を見ない独特な特徴を持っている。植栽計画の検討にあたっては、以下の特徴を踏まえることが求められる。

- 時間の積み重ねが作り出した植栽景観
 - … 原始～平成に至る各時代の土地利用や植栽が骨格
- 多くの文化財と一体となった植栽（一部植栽は文化財に含む）
 - … 文化財である建築物や自然物、景観と一体となった植栽
- 人と鹿によって作り出された植栽
 - … 高木（植栽木）と芝地・草地で構成される植栽

特に、「人と鹿によって作り出された植栽」については、奈良公園の植栽の大半は、人が植えたマツ類、スギ、サクラ類、カエデ、ウメ、サルスベリなどの高木と、山焼きにより維持している若草山の草地やシカが食すことで維持される芝地によって構成されている。通常の公園や園地で見られる中木や低木、草本は、シカが食すことにより失われ、わずかに見られる程度である。また、高木もシカが食すことにより、枝下の高さが約2 mにカットされている。これらの結果、奈良公園一帯は極めて見通しが良く、緻密な芝地と高木だけで構成されるシンプルな植栽景観となっている。

これは、奈良公園の植栽景観の最大の特徴であり、また最大の制約条件でもある。植栽計画の検討にあたっては、このことをどのように捉え、活かしていくかが鍵となるとされている。

現在策定中の奈良公園植栽計画では、「シカ防除の有無」を考慮する要素の一つとしてゾーン区分を行い、シカの侵入が防除されている庭園、施設のまどまりのある範囲を「庭園植栽ゾーン」と位置づけている。



出典：奈良公園植栽計画検討委員会資料

図 17 「人と鹿によって作り出された植栽」イメージ

2) 若草山草地との関係

古都奈良の新年を飾る祭礼の「若草山の山焼き」は、農民達が行う山焼きを元の起こりとし、元文3年(1773)社寺に延焼する危険があるため奈良奉行に取りやめの申し入れがあったが、新春の野焼きの慣習ということで、江戸時代後期から農民が焼くことになり、幕末には正月5日までに焼き、東大寺が火消人夫を出すことになったという。

菅沼(2013)は、シカの餌となる草本を主体とする草地(半自然草地)として維持することを決め、山焼きの日程は今日まで変わってきてはいるが、現在では1月休日に落ち着いている。ただ、生育する植物は草本とは限らず、また草本であってもシカが好んで食べる植物ではなく、ワラビが増えたり、木本であるコガネビヤナンキンハゼが増えすぎたりで、植生の管理は大変なようであると指摘している。¹

なお、若草山の植生タイプについては、高橋ら(1977)が植生調査に基づく植生図を作成し、以下のようにとりまとめている。²

- ・若草山の植生は、相関的に大別し、シバ型草地とススキ型草地に分けられる。
- ・シバ型草地は主に山麓一帯を占めているが、さらに山頂部へ向かって、比較的緩傾斜の小広場や尾根筋園地に沿って部分的に成立している。
- ・その他の区域は、全てススキ型草地によって占められている。

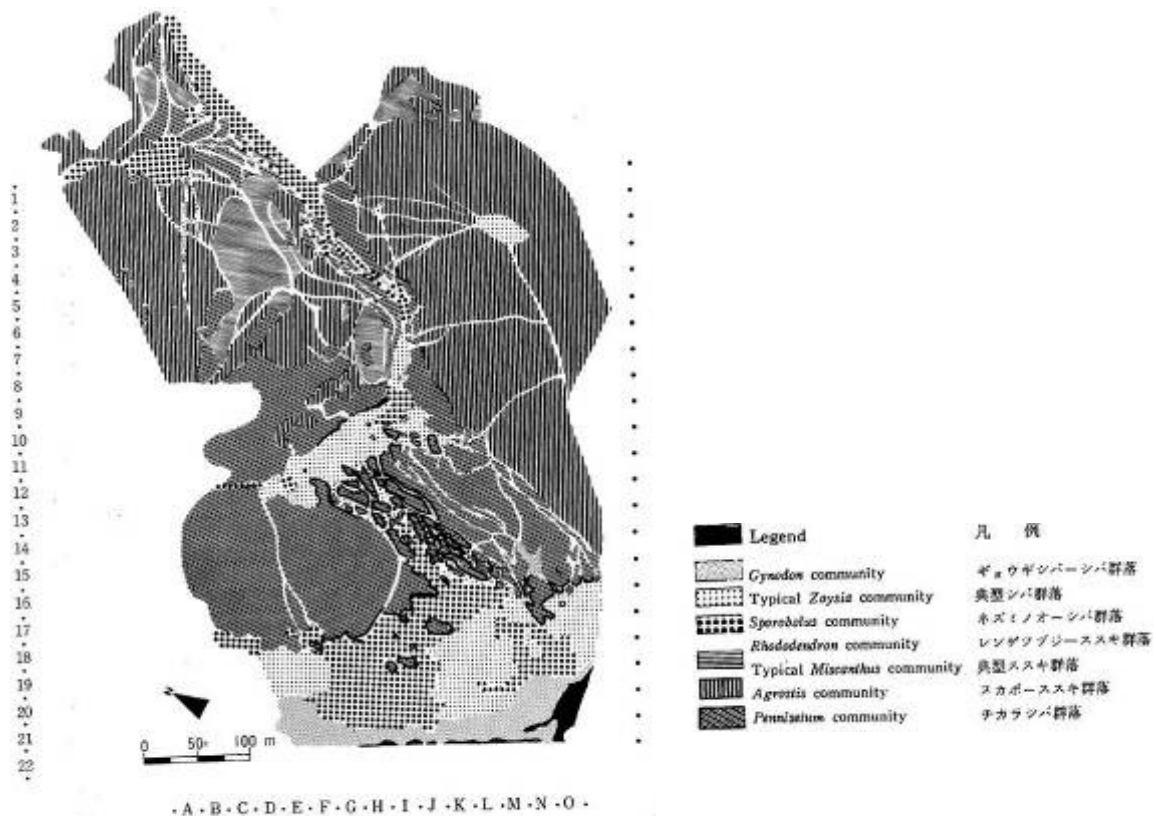


Fig. 6 Real vegetation map of Wakakusayama Hill(1973).
(若草山草地の現存植生図)
1: 2500 in original scale.

出典：『造園雑誌 40(3)』社団法人日本造園学会, 昭和 52 年 (1977) 32 頁、

図 18 若草山草地の現存植生

¹ 『世界遺産春日山原始林-照葉樹林とシカをめぐる生態と文化-』前迫ゆり編, 平成 25 年 (2013) 3 月 118 頁

² 『造園雑誌 40(3)』社団法人日本造園学会, 昭和 52 年 (1977) 24-37 頁、

3) 春日山原始林植生への影響

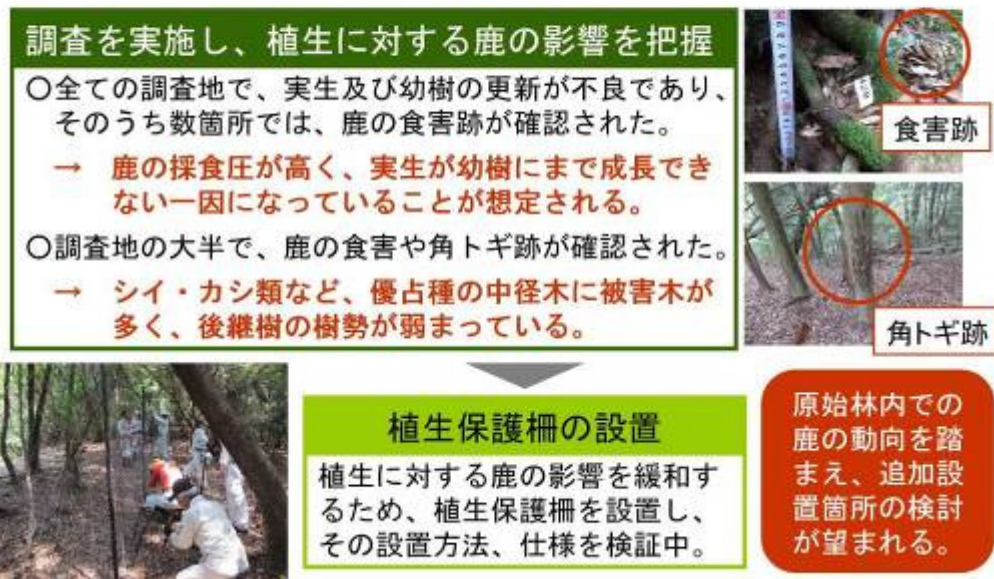
①保全再生に向けた取り組みの概要

春日山原始林の荒廃と鹿の食害



鹿の食害を軽減するための具体策を検討

春日山原始林保全計画検討委員会では、原始林の更新状況を把握し、実証実験を通じて、鹿の食害の軽減等、具体の保全再生方策を検証中。



②植生調査による後継樹更新状況の把握

春日山原始林の再生に重要な役割を果たす後継樹の生育状況、更新を阻害している要因を把握するため、計 16 箇所で行った植生調査を実施した。

その結果、主要な更新の場であるギャップ、母樹として重要な役割を果たしている大径木周辺ともに、林冠構成種（カシ類・コジイ等）の実生や幼樹が生育しておらず森林構造が単純化していることが把握できた。また、辻本（2001）が昭和 55 年（1980）頃より下層植生が急速に衰退し、シダ植物では県内稀少種はもちろん普通種さえも多数が絶滅または絶滅危惧状態にあると指摘¹しているとおおり、植生調査でも下層植生が貧弱であることが確認され、具体には表 10 の草本層種が確認された。



下層植生が貧弱な箇所 春日山 13 林班



下層植生が貧弱な箇所 花山 2ーと林班

表 10 植生調査で確認された草本層種

区分	希少種・絶滅危惧種	種名	シカ忌避植物	確認調査区数 (計16箇所)
シダ植物 (19種)		ウチワゴケ		2
		ウラボシ	○	1
		オオバノイノモトソウ	○	2
		オオベニシダ		1
	*	コウヤゴケシダ		4
		コバノイノモトソウ	○	13
		シダガシラ		2
	*	ジュウモンジシダ		1
		トウゴケシダ		10
		ナデシダ		1
		ノギシダ		6
	*	ハカダシダ		1
	**	ヒロドシダ		1
		ベニシダ		2
	**	ホソバカナウラビ	○	1
	**	ホソバナライシダ		1
	***	マルバベニシダ		1
		ヤマイタチシダ		1
		マメヅタ		11
その他 (12種)		イズセリョウ	○	4
		オオバチドメ		1
		オニタビラコ		2
		オミトウゲシバ		1
		クサイチゴ		1
		サンショウソウ		4
		スゲ		2
		タチツボスミレ		1
		タツナミソウ		1
		テイカカズラ		10
		ヒメカズラ		1
		マツカゼソウ		1

*** 奈良県レッドリスト
〔希少種〕
絶滅が危惧されてい
る希産種シダ類（辻
本善次「世界遺産・
春日山原始林のシ
ダ植物」『関西自然
保護機構会誌』、
2001）
* 絶滅が危惧されてい
る近畿地方の普通
種シダ類（出典：同
上）

¹ 辻本善次「世界遺産・春日山原始林のシダ植物」『関西自然保護機構会誌』2001）

このように、林冠構成種の実生及び幼樹が更新不良となっている、また下層植生が生育不良となっている要因を明らかにするため、植生、土壌水分条件、光条件、外来樹種の侵入状況に併せ、シカ等による採食・剥皮状況を把握した。その結果、ギャップでは調査地の大半で角トギや皮剥ぎ、葉の採食が確認されたとともに、幼樹が生育しておらず、シカの採食圧が高いことがその要因ではないかと想定される調査地もあり、後継樹の更新に対してシカの影響が概して大きいことが明らかになった。また、大径木周辺の調査地では、ギャップに比べて被害は相対的に少ないが、幼樹が生育していない箇所が多いことから実生の時点で採食圧を受けるなど、シカの影響を受けていることが想定された。

表 11 植生調査における角トギ、皮剥ぎ、採食等の被害状況

区分	調査区名	地形条件	斜面方位 (下側)	傾斜	主幹本数 (本)	後継樹幼樹 (本数)	獣害 (本数/%)	後継樹幼樹被害木 (本数/%)
ギャップ	春4-1	斜面中部	南西	30°	68	なし	皮剥ぎ(1/1%)	なし
	春5-1	斜面上部	北北東	5° ~25°	71	ツクバネガシ(1) コジイ(1) スギ(2)	角トギ(12/17%)	スギ(1/50%)
	春8-2	尾根上	西北西	25°	91	ツクバネガシ(1)※枯死寸前	角トギ(2/2%)	ツクバネガシ(1/100%)
	春12-2	斜面下部	南西	5° ~30°	28	ウラジログシ(1) ムクロジ(1)	なし	なし
	春12-5	斜面上部	西	30°	39	ウラジログシ(1) コジイ(1)	角トギ(6/15%)	モミ(1/50%) ウラジログシ(1/100%)
	春13-4	斜面中部	南南東	30°	51	アラカシ(1)	角トギ(4/8%)	なし
	春16-1	斜面下部	南西	5° ~30°	32	アラカシ(5) ウラジログシ(2) ムクロジ(2)	角トギ(12/38%)	アラカシ(2/40%) ウラジログシ(1/50%) ムクロジ(2/100%)
	花1と-2	斜面上部	南南東	10°	54	コジイ(1)※枯死寸前	角トギ(12/22%) 皮剥ぎ(4/7%)	なし
	花2い-1	斜面中部	北北東	25° ~35°	54	アカガシ(2) コジイ(2) ヒノキ(1) ウラジログシ(1)	角トギ(12/22%) 採食(10/19%)	アカガシ(1/50%) コジイ(2/100%)、 ウラジログシ(1/100%)
大径木 周辺	No.200 ツクバネガシ	斜面中部	北西	30°	82	ツクバネガシ(2) コジイ(3) ツガ(2)	牙トギ(1/1%)	ツガ(1/50%)
	No.263 ツクバネガシ	斜面下部	西北西	5°	33	ツクバネガシ(2)	角トギ(4/12%)	ツクバネガシ(1/50%)
	No.268 アカガシ	斜面上部	北北西	35°	78	ツクバネガシ(7) コジイ(1) ツガ(1)	角トギ(2/3%)	なし
	No.273&No.274 ツクバネガシ2本	斜面中部	北北西	35°	73	ツクバネガシ(3) コジイ(1) ヤマザクラ(1)	なし	なし
	No.305 コジイ	尾根上	東南東	10° ~25°	56	スギ(3) コジイ(2) ヒノキ(2)	角トギ(2/4%)	なし
	No.362 ウラジログシ	尾根上平地	北北東	0° ~5°	48	なし	角トギ(21/44%) 採食(6/13%)	なし
	No.366 コジイ	斜面上部	南東	0° ~25°	47	コジイ(7) イチイガシ(2) ウラジログシ(1)	なし	なし



ギャップにおける植生調査

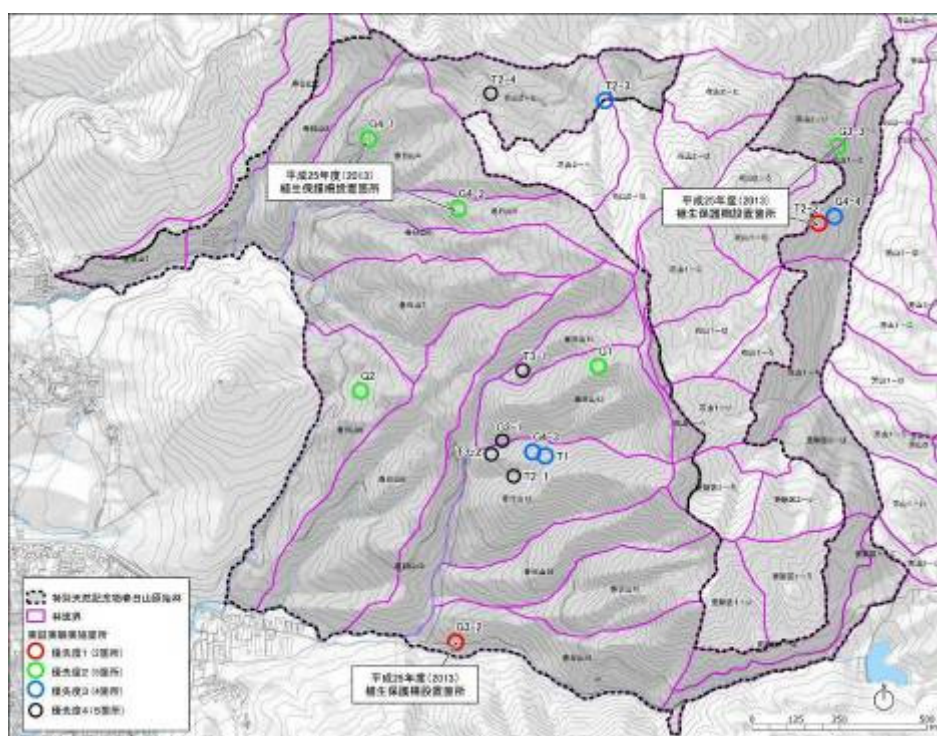


大径木周辺における植生調査

③実証実験（植生保護柵の設置）

県は、春日山原始林の保全再生を図るため、春日山原始林保全計画の検討を進めるとともに、シカの食害の軽減等、保全再生の具体的手法を確立するため、植生保護柵を設置し仕様の検証、植生の更新状況の把握を目的としたモニタリング調査を行っている。

なお、平成25年度（2013）現在、図19のとおり実証実験実施箇所として16箇所を想定しており、5箇所で植生保護柵を設置し初年度モニタリング調査を実施した。今後は、春日山原始林保全計画素案で検討した「着実に保全再生を図る箇所（目標値）」（図20）や植生区分等を勘案し、必要に応じて実証実験実施箇所を追加するとともに、モニタリング調査結果等を踏まえながら具体的な保全再生手法の充実を図る。



○設置済箇所

- ・箇所数：5箇所
- ・総延長：501.5m
- ・保全再生面積：2,800㎡

○未設置箇所

- ・箇所数：11箇所
- ・総延長：1,300m
- ・保全再生面積：10,450㎡

図19 平成25年度（2013）9月現在 実証実験実施箇所

表12 平成25年度（2013）9月現在 植生保護柵設置済み箇所とその仕様

箇所数	優先度	No	調査区名	植生保護柵 延長 (単位:m)	比較項目															
					①耐久性		②対応性				③施工性			④経済性						
					部材		②-1 色彩	②-2 スクリーンネット	②-3 ステンレスワイヤ		②-4 目合いの大きさ	重量		材料費・施工費・運搬費・ 諸経費・税込み						
					パネル	ネット	濃茶等	有り	無し	0.29mm	0.19mm	5cm	1.0cm	0.1t/100m	0.07t/100m	0.9t/100m	5,503円/m	7,310円/m	15,711円/m	
1	優先度1	G3-2	春16-1	105.8	●			●		●			●				●			●
2		T2-2	No.305	88.3		●		●		●			●		●			●		●
3		G3-3	花2い-1	107.5		●		●		●			●		●			●		●
4	優先度2	G4-1	春4-1	89.8		●		●		●			●		●			●		●
5		G4-2	春5-1	110.1		●		●		●			●		●			●		●
6		G1	春12-5	14.0		●		●		●			●		●			●		●
7	優先度3	G2	春8-2	13.0		●		●		●			●		●			●		●
8		G4-3	春13-4	12.0		●		●		●			●		●			●		●
9		G4-4	花1と-2	14.0		●		●		●			●		●			●		●
10	優先度4	T1	No.268	12.0		●		●		●			●		●			●		●
11		T2-3	No.362	12.0		●		●		●			●		●			●		●
12		G3-1	春12-2	9.0		●		●		●			●		●			●		●
13	優先度4	T2-1	No.263	9.5		●		●		●			●		●			●		●
14		T3-1	No.200	10.0		●		●		●			●		●			●		●
15		T3-2	No.273 & No.274	12.0		●		●		●			●		●			●		●
16		T2-4	No.366	9.0	●			●		●			●		●			●		●
検証内容					ランニングコストの削減 ・パネル20年 ・ネット10年		・視認性 ・透過性		・防鹿効果		・天然記念「奈良のシカ」への配慮 ・小動物の侵入防止		・1日当たりの設置延長 ・搬入方法 ・維持管理の容易性			・イニシャルコストの削減				
					耐久性		景観への配慮		防鹿効果		小動物対応		施工性			経済性				

■ ネットタイプ



■ パネルタイプ

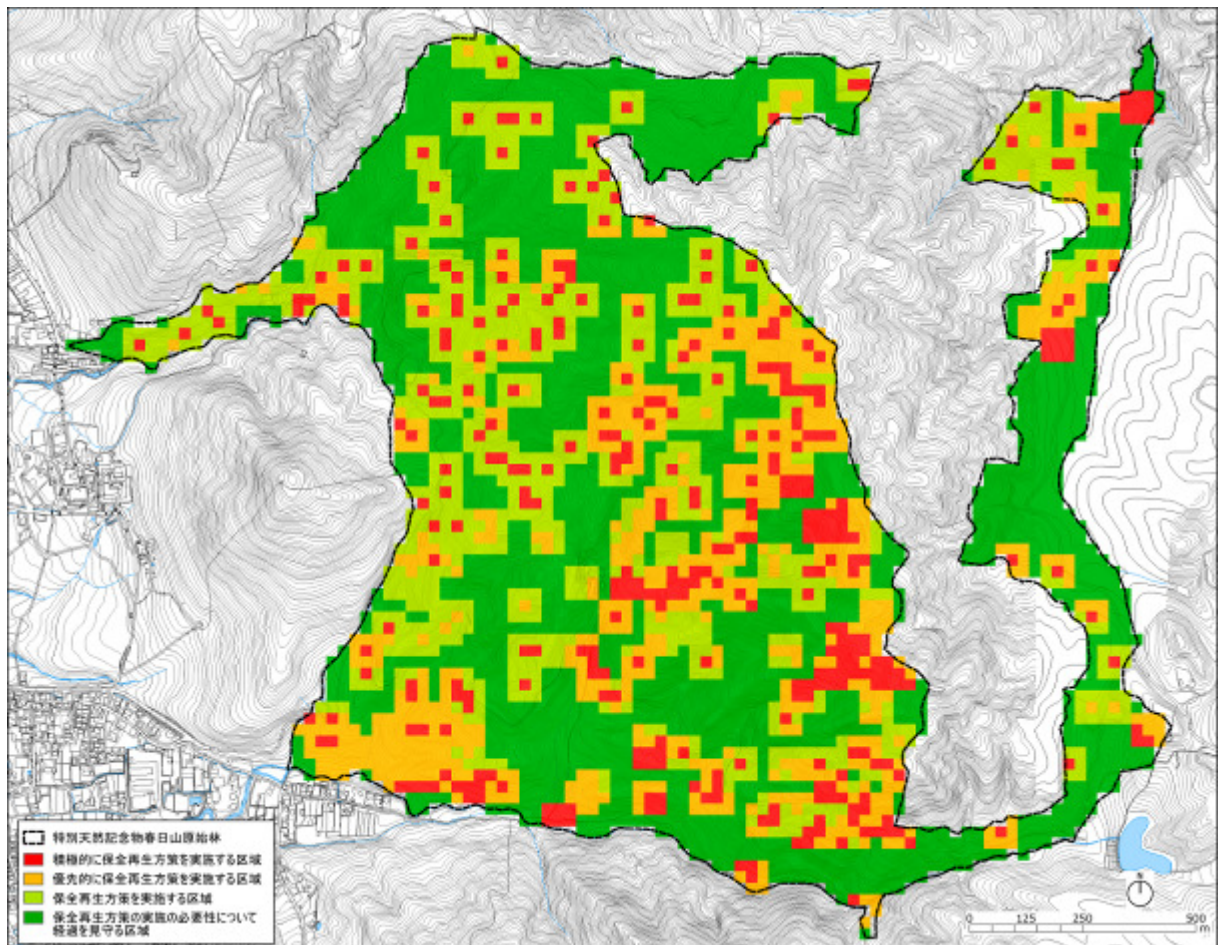


図 20 春日山原始林保全計画基本計画（素案）「着実に保全再生を図る箇所（目標値）」

2-3. 保護管理の経緯

(1) 天然記念物指定以前の保護管理

明治以前のかかなり古い時期から、奈良のシカは「神鹿」として保護されてきた反面、農作物に対しては被害を与えてきたものと思われる。現在も市街地の各所に、シカの侵入を防止するためと思われる垣や土堀跡が残っており、その記録もある。明治維新直後の社会情勢の変動は、「神鹿」という価値を薄くし、害獣としての面を取り上げさせた。

このため、明治 11 年 (1878) 12 月 2 日、春日神社からの申し出に基づいて、県は神鹿殺傷禁止区域を制定した。その区域は、「東・芳山、西・中街道、南・岩井川、北・佐保川」を限る区画内であり、この区域内の「鹿害」については春日神社が責を負うべきものとした。しかし、その後も対策を迫る声がおさまらないため、明治 23 年 (1890) に県は、上記の神鹿殺傷禁止区域を「春日神社境内と奈良公園地内」に縮小した。

これはただちに大きい問題を引き起こし、公園外の市街地や畑地に出てくるシカはもはや「神鹿」でなく、ただのシカにすぎないと規定したことになるため、公然と捕獲するものが続出したのである。1,000 年以上続けられてきたシカの保護は、こうして僅かな区域にのみ限定される危機におちいった。このような動向に対して、神社を中心とする有志は「神鹿保護会」を結成し、民有地でも殺傷を禁止するかわりに、柵・堀などを設置して農作物被害を防止するとともに、生じた被害を枯損木払下金や浄財で保証するよう対策を立てた。この神鹿保護会の設立総会は明治 24 年 (1891) 7 月 18 日に開催されている。

シカが農作物を荒らすのは餌が不足しているからだとする考えもあった。神鹿保護会ではそのためシカの餌を買い集め、ラッパを合図に餌づけする「鹿寄せ」を明治 25 年 (1892) から始めた。また、同年、木柵による「鹿園」を神社参道北側に設置し、シカを收容するように努めている。これら管理対策の経費は神鹿保護会では負担できず、県公園費や春日神社で補ってもなお不足し、県及び奈良町その他の寄付金が寄せられた。一方、せっかく設置した防鹿柵も、つぎつぎに拡張する市街区域のために有名無実となってきた。これに対応するために、それまで有志によって組織されていた神鹿保護会は、明治 45 年 (1912) に改組、新しく県、市も直接参加した内容になるとともに、財源の一部として「シカせんべい」売上げに着目し、証紙を添付させることになった。

この後、大正 7 年 (1918) にシカせんべいは神鹿保護会の直営専売制となり、さらに大正 12 年 (1923) には「角伐り」行事を神鹿保護会で主催して、その観覧料をくり入れるなど、シカの保護と鹿害防止・補償の財源確保に数々の努力がはらわれてきている。

昭和 4 年 (1929)、御大典記念として現在の「鹿苑」が建設され、シカの保護にあたることとなったが、農作物被害との調整はなおも続けられ、各村落からや農会からの申出に対して、いくばくかの補償を神鹿保護会が負担してきている。昭和 9 年 (1934)、神鹿保護会は財団法人の認可を受けた。

昭和 32 年 (1957)、「奈良のシカ」は天然記念物に指定された。しかし、このときに「奈良市一円」とされる「神鹿」区域より拡大された“区域指定”、法に規定する“管理者”を不明瞭なままとしたことの 2 点が課題として残されたままになったことにより、せっかく天然記念物に指定されながらも、無責任な体制に放置されてしまうという結果を招いた。¹

¹ 『奈良公園史<自然編>』59 頁-61 頁

表 13 天然記念物指定以前の保護管理の経緯

年号	西暦	保護管理の経緯
明治 11 年	1878	神鹿殺傷禁止区域の制定（堺県甲第 127 号）
明治 23 年	1890	奈良県、神鹿殺傷禁止区域を春日神社境内と奈良公園地内に縮小
明治 24 年	1891	神鹿保護会が結成、設立総会を 7 月 28 日に開催
明治 25 年	1892	鹿寄せを開始 春日神社参道北側に鹿園を設置
明治 45 年	1912	神鹿保護会を改組し、県、市も直接参加 財源の一部にシカせんべい売上げに着目し証紙添付を義務付け
大正 7 年	1918	シカせんべいが神鹿保護会の直営専売制となる
大正 12 年	1923	角伐り行事を神鹿保護会が主催
昭和 4 年	1929	御大典記念として鹿苑が建設 各村落、農会からの申出に対して

出典：奈良公園史＜自然編＞』59 頁-61 頁より作成

（２）天然記念物「奈良のシカ」に関する協定

奈良のシカの保護管理の歴史的経緯、平成 22 年（2010）から関係機関（春日大社、奈良市、奈良県）及び有識者とともに、シカの保護管理の方針について検討をつづけてきた「鹿のあり方検討会」の経緯を踏まえ、観光客等の人身への被害や農作物被害など、関係者が連携して被害に対する対策を講じる環境を整えること、その対策を講じるためには、前提条件として「管理団体」を明確にする必要があることから、奈良県、奈良市及び春日大社の 3 者で平成 25 年（2013）2 月 15 日に天然記念物「奈良のシカ」に関する協定を締結した。

1）趣旨

奈良県、奈良市及び春日大社（訴訟と被害補償の場合は、奈良の愛護会を含む。）が、天然記念物「奈良のシカ」の管理主体であること、管理団体の構成員が協力（連帯）して対策にあたること、奈良県がその代表となることを明記。

2）管理主体の責任

①管理団体が協力（連帯）して対応する対策

- ・文化財保護法上の保護管理に関すること。
- ・奈良の鹿保護育成事業に関すること。
- ・頭数調整に関すること。
- ・鹿害に関すること。（訴訟と被害補償を含む）
- ・奈良のシカ保護管理計画に関すること。
- ・一般財団法人奈良の鹿愛護会及び鹿苑の建設工事に関すること。
- ・上記に掲げる事項に附帯する事業に関すること。

②対策費用に係る関係団体の負担割合

奈良県：奈良市：春日大社＝3：2：1

（ただし、奈良県と奈良市においては、予算化し議会で決議を得た範囲とする。）

天然記念物「奈良のシカ」に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）、奈良市（以下「乙」という。）及び春日大社（以下「丙」という。）は、甲が天然記念物「奈良のシカ」の管理団体の代表になることに
関して、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行することとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各
自1通を保有する。

平成25年2月15日

甲 奈良市登大路町30

奈良県知事 荒井正吾



乙 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市長 仲川元庸



丙 奈良市春日野町160

春日大社 宮司 花山院弘



（目 的）

第1条 甲、乙及び丙（以下「協定者」という。）は、奈良公園を中心に生息する天
然記念物「奈良のシカ」に関する次の事項について協力して行うものとする。

- （1）文化財保護法（昭和25年法律第214号）上の保護管理に関すること。
- （2）奈良の鹿保護育成事業に関すること。
- （3）頭数調整に関すること。
- （4）鹿害に関すること。
- （5）奈良のシカ保護管理計画に関すること。
- （6）財団法人奈良の鹿愛護会及び鹿苑の建設工事に関すること。
- （7）前各号に掲げる事項に附帯する事業に関すること。

2 天然記念物「奈良のシカ」に関しての訴訟及び被害補償問題が発生した場合にお
いては、協定者は、各々が理事の職となっている財団法人奈良の鹿愛護会を含めた
4者が共同して連携し、対処する。

3 前2項に定める事項について、今後、新たに必要な費用が発生した場合におい
ては、協定者は、次条に定める割合により当該費用を負担するとともに、その附帯事
務を履行する。

（費用負担の割合等）

第2条 前条第3項の費用についての負担割合は、原則として甲3：乙2：丙1とす
る。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、協定者が協議して評価
するものとする。

（負担の根拠）

第3条 前条において負担する費用については、甲及び乙においては、予算化し、そ
れぞれの議会で議決を経た範囲において負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第4条 本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

（補則）

第5条 この協定に定めのない事項については、協定者が協議して定めるものとする。

出典：奈良県資料

図 21 天然記念物「奈良のシカ」に関する協定書

2-4. 鹿害訴訟の概要

天然記念物「奈良のシカ」をめぐるのは、いわゆる鹿害訴訟での和解（昭和 60 年（1985））により、その歴史上画期をなすといつてよい保護管理のシステムが構築された。そして、それに基づき、新しい鹿害防止対策が今日まで実施されてきた。しかしながら、渡邊（2005）は、その後も、鹿害はトータルで減っていないし、農家の不満も依然として高いことから、和解から今日まで 20 年以上が経過しているが、和解後の鹿害対策は、その機能を十分果たしていないと指摘している。

表 14 「奈良のシカ」による被害第一審判決（昭和 58 年（1983）3 月 25 日奈良地裁）

○原告	鹿により耕作物に被害を受けた奈良公園周辺の農家 12 名
○被告	宗教法人春日大社及び財団法人奈良の鹿愛護会
○判決の趣旨 ◆判決の内容 ◆判決の趣旨	被告に、農作物被害額、鹿害防止費用として、総額 220 万円あまりの支払を命ずる。 ・奈良の鹿の歴史的背景、戦後の保護育成状況、春日大社と奈良の鹿愛護会の物的・人的に実質的一体性、春日大社宮司の密漁窃盗時の所有自認趣旨供述などにより、被告は自己に帰属と認知していた。 ・奈良公園一帯に住む鹿と春日奥山周辺東側の鹿は交流がなく、一定の場所を中心に生活している。民法上の所有・占有の客体たりうる。 ・昭和 40 年頃から自動車交通の激化、建造物の増加により棲息場所が減少し超過密状態となっていた。被告らは、昭和 51 年以降、鹿害顕著を認識していた。鹿害防止のための常時適正頭数を保つ義務、公園外への逸脱を防ぎ被害発生防止の注意義務がある。 →春日大社は、所有者として民法 709 条（不法行為）による賠償義務があり、奈良の愛護会は、民法 718 条（動物の占有者の義務）による賠償義務がある。（不真正連帯責務）

表 15 原告住民と国との和解条項（昭和 60 年（1985）2 月 28 日）

・被告国は、天然記念物「奈良のシカ」の保護管理に関する指導及び右シカの捕獲に関する運用について、基準等（表 1）に基づきこれを行うものとし、基準等を関係機関に周知する。 ・被告奈良の愛護会は、「奈良のシカ」の保護管理に関する指導及び右シカの捕獲について、被告国、奈良県及び被告奈良市の指導に従い、基準等（表 2）に基づいてこれを行う。
--

表 16 春日大社、奈良の鹿愛護会、奈良市との和解事項（昭和 58 年（1983）7 月 18 日）

・被告奈良の鹿愛護会は、国に指導に従い、利害関係人奈良県及び被告奈良市の援助を得て、天然記念物「奈良のシカ」の保護管理、鹿害の防止及び鹿害が発生した場合における対策に努めるものとする。 ・利害関係人奈良県及び被告奈良市は、天然記念物「奈良のシカ」の保護管理、鹿害の対策について、被告愛護会に援助、協力するものとする。 ・愛護会は、解決金として金 230 万円を原告に支払う。
